

愛知県ハンガリー友好協会 規約

(名称)

第1条 本会は、愛知県ハンガリー友好協会（以下「協会」という）と称する。

(事務所)

第2条 事務所は愛知県内に置く。

第3条 協会の目的は、日本ハンガリー友好協会と協調し、会員とハンガリー相互の理解と親睦を図り、世界平和に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 愛知県とハンガリーの文化、経済、芸術、スポーツなどの交流
2. 各種使節団の交流及び学生の交換交流の促進と斡旋
3. 会員相互の交流会
4. ハンガリーの情報収集と提供
5. その他協会の目的を達成するための事業

(会員)

第5条 協会の会員は、協会の目的に賛同する個人及び団体とし、役員会の承認を得た者とする。

2. 協会へ入会しようとする者は、入会届を提出しなければならない。

(役員)

第6条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 理事 若干名
 - (4) 監事 1名
 - (5) 事務局長 1名
2. 協会に次の役員を置くことができる。
 - (1) 名誉会長 1名
 - (2) 顧問 若干名
 - (3) アドバイザー 若干名
 3. 役員は、総会において選任する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、協会を代表して、会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき、その職務を代理する。
3. 監事は、協会の財務を監査する。
4. 理事は、会長・副会長を補佐し、会務執行のために必要な事項を審議する。
5. 事務局長は、事務局を統括する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、1年とする。ただし再任を妨げない。

(機関)

第9条 協会に次の機関を置く。

1. 総会は、会員を持って構成する最高決議機関で年1回開催する。
但し、必要に応じて臨時総会を開催することができる。
2. 役員会は、年1回以上開き、会務につき審議し執行する。
3. 協会の事務を処理するため事務局を置く。

(支部)

第10条 会員5名以上で協会の支部を作ることができる。その場合は、役員会の承認を受けるものとする。支部の規約は、協会の規約に準じてそれぞれに定める。

(経費)

第11条 協会の経費は、会費、事業収入、及び寄付金でまかなう。

(会費)

第12条 会費は、次のとおりにする。

- | | | |
|---------------|--------|---------|
| (1) 個人会員 | 年額1口 | 5,000円 |
| (2) 個人会員の家族会員 | 年額1人1口 | 1,000円 |
| (3) 法人会員 | 年額1口 | 50,000円 |

(退会)

第13条 協会を退会しようとする者は退会届を提出しなければならない。

第14条 会員が会費を2年間納めない場合は、退会扱いとする。

第15条 協会の趣旨に反する行為をし、著しく協会の体面を傷つけたりした者には、役員会の決定により退会勧告がなされる。

(委任)

第16条 この会則に定めない事項については、会長が別に定める。

付則 この規程は、平成23年10月24日より施行する。